

編集発行人

株式会社 船井総合研究所

取締役 三上 元

TEL:06-314-3901

株式会社FPシミュレーション

代表取締役・税理士 三輪 厚二

TEL:06-946-8011

### 印紙を貼り忘れた場合、間違った場合

**Q**：正規の印紙税額でない印紙を間違っ  
て貼った場合はどうすれば良いですか。

**A**：印紙税は印紙税の対象となる文書を作  
成した時点で印紙を貼って納付することにな  
っています。

#### (1) 忘れた場合、少なかった場合

故意・単純ミスにかかわらず印紙税額の3  
倍を過怠税として徴収されます。税務署に指  
摘される前に気づき、作成日以後に貼って消  
印すれば、正規に納めたことにはなりません  
が、特に問題はないでしょう。

忘れた場合等の正しい納め方は、自主的に  
税務署へ申し出て納付することになります。  
この場合の過怠税の合計は、貼るべき印紙税  
の1.1倍になります。

#### (2) 多く貼った場合

消印をする前に気がつけば、はがして貼り  
直すことが出来ますが、消印をした後の場合  
には、その文書を税務署に持って行き、還付  
の手続きをしてください。

還付は印紙税として印紙を貼った場合だけ  
で、登記等で印紙を多く貼った場合は、印紙  
税の還付の対象にはなりません。

#### (3) 印紙と契約書

印紙の貼っていない契約書の効力につい  
ては、契約書に印紙がなくても契約の効力を失  
いません。

しかし、印紙税の過怠税は徴収されます。

